

県南広域振興局長告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、西和賀土地改良区（和賀郡西和賀町）から役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年4月3日

県南広域振興局長 菅原健司

監事

伊藤 勇一 和賀郡西和賀町清水ヶ野18地割116番地